

第七号書式（第六条関係）

（表）

第 号	立 入 検 査 証
写 真	官 職 氏 名 生年月日
船舶法第二十一条ノ二の規定により立入 検査をする職員であることを証明する。	
管海官庁の長	印
	年 月 日 発行 年 月 日 限り有効

9センチメートル

6センチメートル

（裏）

船 舶 法 抜 粹

第二十一条ノ二 管海官庁ハ船舶ノ総トン数、登録又ハ標示ニ関シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ

第二十七条ノ二 第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル臨検ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス